

会津地域で木材加工製品の製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益、検査費用、製造過程で発生する粉塵による放射性物質汚染を懸念して工場内に設置したダストフロア・ミスト発生機の購入費等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金285万1225円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月21日

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）

別紙

損害項目	対象期間	金額
(株) Aとのオガ粉売買契約解除に基づく逸失利益	平成23年8月1日から同年31日	427,392
売上減少に基づく逸失利益	平成23年9月1日から同年11月30日	1,109,793
ガイガーカウンター購入費	平成23年7月20日	100,430
検査費(株) B)	平成23年7月20日から同年10月4日	305,760
上記検査に伴う運搬費		31,350
上記検査に伴う出張旅費		24,000
ダストフロア購入費	平成23年10月26日	400,000
ミスト発生機購入費	平成23年9月28日	400,000
集じん機配線費	平成23年9月28日	52,500
合計		2,851,225